

## 大分県の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針【概要】

### 改定の背景

- 学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。
- 体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。
- 少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。
- 生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

### 趣旨等

- 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月スポーツ庁文化庁）に則って策定。
- 少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、考え方を示すもの。
- 学校部活動の地域移行は、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すもの。
- この方針は、本県の中学校（義務教育学校後期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ）の生徒の学校部活動及び地域クラブ活動を主な対象とする。
- 「Ⅰ 学校部活動」については、高等学校（特別支援学校高等部を含む。以下同じ）段階の学校部活動についても原則として適用する。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。
- 「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」「Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」「Ⅳ 大会等の在り方の見直し」については、公立の中学校の生徒の活動を主な対象とし、国立の中学校においても学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。
- 私立学校については、国公立学校におけるこれらの取組も参考にしつつ、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

構成

I 学校部活動	1 適切な運営のための体制整備	(1) 学校部活動に関する方針の策定等 (2) 指導・運営に係る体制の構築	
	2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	(1) 適切な指導の実施 (2) 部活動用指導手引の普及・活用	
	3 適切な休養日等の設定		
	4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備		
	5 学校部活動の地域連携		
II 新たな地域クラブ活動	1 新たな地域クラブ活動の在り方		
	2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	(1) 参加者	
		(2) 運営団体・実施主体	① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実 ② 関係者間の連携体制の構築等
			(3) 指導者
		(4) 活動内容	
		(5) 適切な休養日等の設定	
		(6) 活動場所	
		(7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	
		(8) 保険の加入	
	3 学校との連携等		
III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備	1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法	(1) 休日の活動の在り方等の検討 (2) 検討体制の整備 (3) 段階的な体制の整備	
	2 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進		
	3 地方公共団体における総合的・計画的な取組		
IV 大会等の在り方の見直し	1 生徒の大会等の参加機会の確保		
	2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	(1) 大会等への参加の引率 (2) 大会運営への従事	
	3 生徒の安全確保		
	4 大会等の在り方	2	

# I 学校部活動

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1) 運動部活動に関する方針の策定等

県教育委員会	○県の方針策定・通知(2023年3月)
学校設置者(市町村)	○設置する学校に係る方針策定・通知
学校(校長)	○学校の活動方針策定 ○活動方針及び活動計画等を学校のHPへの掲載等により公表
学校(部活動顧問)	○年間の活動計画等の作成と当該生徒・保護者への情報提供

### (2) 指導・運営に係る体制の構築

県教育委員会 学校の設置者	○部活動指導員制度の効果的活用と部活動指導員に対する定期的な研修の実施 ○部活動顧問及び学校管理職を対象とした研修実施 ○教師の部活動への関与について、業務改善及び勤務時間管理等を実施
県	○市町村等からの求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備するなどの支援
校長	○適切な指導者の確保(部活動指導員、外部指導者を含む) ○適切な指導、運営・管理体制の構築と適正な数の部活動の設置 ○各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正 ○教師の部活動への関与について、業務改善及び勤務時間管理等を実施 ○部活動の指導方針について関係者の共通理解を図る機会の設定

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

### (1) 適切な指導の実施 (2) 運動部活動用指導手引の活用

校長・部活動顧問・部活動指導員・外部指導者	○「運動部活動での指導のガイドライン」(国)や「運動部活動の指導の在り方」(県)に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶を徹底 ○夏季の活動における熱中症事故の防止等の安全確保の徹底
部活動顧問・部活動指導員・外部指導者	○生徒のニーズの把握と生徒の主体性を尊重した上での、目標・指導方針の設定 ○競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等による、短時間で効果が得られる指導の実施 ○発達の個人差や女子の成長期における心身の状態等を踏まえた指導の実施

## 3 適切な休養日等の設定 <休養日及び活動時間の基準>

### 【中学校】

- 週当たり2日以上休養日を設ける。(平日1日以上、週末1日以上)
- 活動時間は、長くとも平日2時間程度・休業日3時間程度とし、できるだけ短時間で合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う

### 【高等学校】

- 原則、週当たり2日以上休養日を設ける。※1日は、週休日とすることが望ましい
- 活動時間は、原則、平日3時間程度・休業日4時間程度とし、できるだけ短時間で合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う
- 高等学校は、学校の実態や特色及び競技種目の特性、大会・シーズン等を考慮し、各学校において弾力的に休養日や活動時間を設定することができる。  
ただし、その場合にあっても、週に1日及び月に1日以上休養日を完全休養日とする

**【共通基準】**

- 長期休業中は、上記基準に加え連続した休養日やある程度長期の休養期間を設定する
- 休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、休養日を確保する
- 大会参加等で基準とする活動時間を上回った場合は、休養日を増やすなど、週や月単位で他の日の活動時間において調整するなどし、生徒にとって過重な負担とならないよう配慮する

県	○休養日及び活動時間の設定状況、実施状況の調査を行い、適宜、支援及び指導・是正を行う
学校の設置者	○「設置する学校の部活動の方針」において、休養日及び活動時間の基準を設定し、明記する。また、適宜、支援及び指導・是正を行う
校長	○「設置者の方針」に則り、部活動休養日及び活動時間等を設定し、公表する ○各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する

**4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備**

県教育委員会 市町村教育委員会	○生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれないよう、合同部活動等の取組を推進
学校の設置者 校長	○生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、様々な活動を同時に経験できるよう配慮
校長	○生徒の多様なニーズに応じた活動のできる部活動の設置の検討

**5 学校部活動の地域連携**

県教育委員会 学校の設置者 校長	○地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や民間事業者の活用等により、保護者の理解と協力を得て、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める ○行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設ける ○地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学及び特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける
学校の設置者 校長	○地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める ○休日に限らず平日においても、できることから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす ○学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。
県スポーツ協会 地域の体育・スポーツ協会、競技団体他 各分野の文化芸術団体等	○総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、都道府県又は学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境・文化芸術等の充実を図る

## Ⅱ 新たな地域クラブ活動

○地域クラブ活動は、学校と連携し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

これを踏まえ、学校部活動で担ってきた生徒のスポーツ・文化芸術の機会を地域スポーツ・文化芸術から支えに行くと  
いう視点も有しつつ、新たな地域クラブ活動の在り方や運営体制、活動内容等について示す。各都道府県及び市区町村  
等においては、地域の実情に応じ、関係者の共通理解の下、できるところから取組を進めていくことが望ましい。

### 1 新たな地域クラブ活動の在り方

県 市町村	○地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場として、地域クラブ活動を行う環境を速やかに整備する
----------	--

### 2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

#### (1)参加者

○従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、運動や歌、楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒など、希望する全ての生徒を想定する。

#### (2)運営団体・実施主体

##### ①地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実【地域スポーツ団体等】【地域文化芸術団体等】

市町村	○関係者の協力を得て、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援する
県 市町村 県スポーツ協会等	○『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』を運営団体・実施主体等に対して広く周知・徹底する
スポーツ運営団体 スポーツ実施主体	『スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>』に準拠した運営を行う

##### ②関係者間の連携体制の構築等

県 市町村	○首長部局や教育委員会の中の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する
地域クラブ活動の運営団体・実施主体	○年間の活動計画及び毎月の活動計画を策定し、公表する。その際、協議会等の場も活用し、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る

<b>(3)指導者</b>	
<b>①指導者の質の保障</b>	
県 市町村	○各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する
スポーツ団体等 文化芸術団体等	○生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める ○指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、自ら設ける相談窓口のほか、JSPO等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。都道府県や市区町村などスポーツ団体・文化芸術団体とは別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討する。 ○生徒への適切な指導力等の質のみならず、暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する ○著作権について研修等を行い、地域における文化芸術活動の中で指導者の理解を深める
指導者	○スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える
<b>②適切な指導の実施</b>	
県 市町村	○参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶に関して適宜、指導助言を行う
運営団体・実施主体	○参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する ○「指導手引き」を活用して、指導する
指導者	○生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う ○専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等の協力を得て、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する
<b>③指導者の量の確保</b>	
運営団体・実施主体	○部活動指導員となっている人材の活用、退職教師、教師等の兼職兼業等様々な関係者から指導者を確保する
県	○求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備するなど、地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する
県 市町村 運営団体・実施主体	○生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じICTを活用した遠隔指導ができる体制を整える
<b>④教師等の兼職兼業</b>	
県教育委員会 市町村教育委員会	○円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う ○教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する
地域のスポーツ・文化芸術 団体等	○継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する ○兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、教師等の服務監督を行う教育委員会等及び地域のスポーツ・文化芸術団体等は連携して、それぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

<b>(4) 活動内容</b>	
運営団体・実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保する</li> <li>○生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒と一緒に参画できるようにする</li> <li>○地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する</li> </ul>
<b>(5) 適切な休養日等の設定 ※「I 学校部活動の「適切な休養日等の設定」に準ずる</b>	
運営団体・実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「I 学校部活動」に準じ、活動時間を遵守し、休養日を設定する。</li> <li>○地域クラブ活動を休日のみ実施する場合は、原則として1日を休養日とし、休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替える</li> </ul>
<b>(6) 活動場所</b>	
運営団体・実施主体	○公共の施設や地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校や、廃校施設も活用する
県市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校施設の管理運営については、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する</li> <li>○地域クラブ活動を行おうとする民間事業者等が、学校施設の利用が可能となるよう規則等の見直しを行う</li> <li>○地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う</li> <li>○学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による協議会等を通じて、地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する</li> </ul>

※県や市町村の実務担当者向けの「学校体育施設の有効活用に関する手引き」(令和2年3月スポーツ庁策定)や「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」(令和3年1月文化庁策定)も参考に取り組む。

<b>(7) 会費の適切な設定と保護者等への負担軽減</b>	
運営団体・実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する</li> <li>○「スポーツ団体ガバナンスコード&lt;一般スポーツ団体向け&gt;」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う</li> </ul>
県市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進める</li> <li>○地元の企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も考えられる。</li> </ul>
<b>(8) 保険の加入</b>	
運営団体・実施主体	○指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す
各競技団体 スポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体	○適切な補償内容・保険料である保険を選定し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等に加盟するに当たって、指導者や参加者等に対して指定する保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする

### 3 学校との連携等

○地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。

○学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

○地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、協議会等の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師の知見も活用する

県 市町村	○地域クラブ活動が県の方針に沿って適正に行われるよう、運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う
学校の設置者 校長	○地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする

## Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

### 1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

#### (1) 休日の活動の在り方等の検討

○地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進める。

○休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

○平日における環境整備については、できることから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日における取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する。

○地域の実情等によっては、平日と休日を一体として取り組むことや、平日から先に取り組むこともあり得るため、どのような進め方が当該地域の実情等に照らしてふさわしいかについては、各地域における関係者間で丁寧に調整をした上で方針を決定する。

#### (2) 検討体制の整備

県 市町村	○首長部局や地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等を設置する ○新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討し、実行する。また、協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開する
県	○指導者の状況をはじめ当該都道府県内のスポーツ・文化芸術環境に関する情報を集約し、域内の市区町村に対し提供するなど、広域的な調整や学校の設置者に対する助言・支援を行う
県及び郡市スポーツ協会・文化振興財団等	○地域の各スポーツ・文化芸術団体等の取組の助言・支援を行う。
県及び市町村の競技団体又はスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体	○各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画する。
学校	○都道府県及び市区町村の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。



### (3) 段階的な体制の整備

地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、生徒の体験格差を解消する観点から、例えば、以下のような体制の整備を段階的に進めることを検討する

○市区町村が運営団体となり、あるいは市区町村が中心となって社団法人やNPO 法人等の運営団体を設立して、スポーツ・文化芸術団体、大学、民間事業者、地域学校協働本部等と連携して、学校施設を活用して行われる活動に、指導者を派遣する体制

○総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、プロチーム、フィットネスジム、民間事業者、大学や、地域の体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体など多様な運営団体・実施主体が、社会体育・教育施設や文化施設、自らの保有する施設を活用して、多様な活動に親しむ機会を確保し、中学校等の生徒が参加する体制

※なお、直ちに前記①②のような体制を整備することが困難な場合には、当面、学校部活動の地域連携として、必要に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、学校設置者や学校が、学校運営協議会等の仕組みも活用しつつ地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保することを検討する

## 2 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的促進

○休日の公立中学校の部活動は、令和7年度末までに地域クラブ活動へ移行することを目指す。ただし、地域の実情等により移行できない場合にあっても、合同部活動(拠点型部活動)の導入や部活動指導員・外部指導者を適切に配置し、教師が直接休日の指導や大会引率に従事しない体制を構築するとともに、生徒の活動環境を確保すること

○市町村において、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行っていくため、推進計画の策定等により、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める

○県及び市町村は、改革推進期間終了後において、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む

○大分県の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」は改革推進期間終了後、見直しを行う

県  
市町村

○改革推進期間終了後において、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む

## 3 地方公共団体における総合的・計画的な取組

市町村

○推進計画の策定等により、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について周知し、理解と協力を得られるよう取り組む

○各市町村においても、県の方針を参考として地域の実態に応じた方針等を示す。また、県は、休日の部活動の段階的な地域移行等に関する実践・実証事業等の成果の普及を図るとともに、市町村における取組の進捗状況を把握し、市町村等に対して必要な指導助言、支援を行う

## IV 大会等の在り方の見直し

### 1 生徒の大会等の参加機会の確保

大会等の主催者	○大会参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ活動や合同チームが参加できるように見直す ○公平・公正な大会参加機会を確保できるよう、複数校合同チームや地域クラブ活動の取扱いを含め、参加登録の在り方を決定
県 市町村	○大会等に対する支援の在り方の見直し、地域クラブ活動も参加できる大会等に対して、補助金や後援名義、学校や公共の体育・スポーツ施設、文化施設の貸与等の支援

### 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備

#### (1)大会等への参加の引率【学校部活動】

大会等の主催者	○学校部活動における大会引率は原則として部活動指導員が単独で担うことなど、できるだけ教師が引率しない体制を整える旨を大会等の規定として整備し運用
県 市町村	○部活動指導員や外部指導者の引率を認めていない場合は、適切な部活動指導員や外部指導者による引率が可能となるよう見直す

#### (1)大会等への参加の引率【地域クラブ活動】

地域クラブ活動における大会等の引率は、実施主体の指導者等が行うこととし、大会等の主催者はその旨を大会等の規定として整備し、運用する

#### (2)大会運営への従事

大会等の主催者	○審判員等として大会運営への参画を出場要件として求める場合は、大会等のスタッフになることを委嘱し、大会等に従事することを明確にする
県教育委員会 市教育委員会 校長	○大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う ○スポーツ・文化芸術団体の役員等として日頃から当該団体等の活動に従事している教師等を含め、教師等が大会運営に従事することを希望する場合は、学校における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮から従事する日数等を確認した上で許可の判断を行う

### 3 生徒の安全確保

大会等の主催者	○参加する生徒の健康と安全を守るため、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保し、そのような環境を確保できない場合には夏の時期を避ける ○中学校等の生徒向けの大会等の開催が可能な環境基準として、例えば、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の客観的な数値を示す ○天候不順等により大会日程が過密になった場合は、大会等を最後まで実施することのみを重視することなく、試合数の調整や、途中で大会等を打ち切るなど、生徒の体調管理を最優先に対応する。
---------	--

## 4 大会等の在り方

<p>大会等の主催者</p>	<p>○発育・発達期にある生徒にとっての全国大会の意義を、本ガイドラインの趣旨を踏まえて改めて検討し、意義が認められる場合にはそれを踏まえて、生徒にとってふさわしい大会の在り方や、適切な大会等の運営体制等に見直す          ○大会の開催回数について、生徒や保護者等の心身の負担が過重にならないようにするとともに、学校生活との適切な両立を前提として、種目・部門・分野ごとに適正な回数に精選する          ○スポーツ・文化芸術に親しむことや生徒間の交流を主目的とした大会や、高い水準の技能や記録に挑む生徒が競い合うことを主目的とした大会などの多様な大会を開催する。</p>
<p>県、市中体連 学校の設置者</p>	<p>○協議会等の場を活用し、中学校の生徒が参加する大会等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、中学校の生徒が参加する大会数の上限の目安等を定める</p>
<p>校長 地域クラブ活動の運営団体・実施主体</p>	<p>○県中体連及びその域内の中体連並びに学校の設置者が定める前記の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する</p>
<p>スポーツ団体 文化芸術団体</p>	<p>○自分なりのペースでスポーツ・文化芸術に親しみたい生徒や、複数の運動種目等を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける</p>
<p>特別支援学校等の大会等について</p>	<p>○特別支援学校等に在籍する生徒のスポーツ・文化芸術への参画を促進する観点から、関係者が連携して、本方針の趣旨を踏まえ、大会等の整備を進める。その際、学校における働き方改革の動向に十分留意する</p>